

青森県報

号外第九十四号

令和三年
十月十九日
(火曜日)

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（事務局）：

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理人の選任（同）：

○衆議院比例代表選出議員選挙における審査分会長及び同職務代理人の選任（同）：

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理人の選任（同）：

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時（同）：

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（同）：

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（同）：

○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（同）：

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時（同）：

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

令和三年十月十八日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含

む。) の規定により次のとおり告示する。

令和3年10月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑井義徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
三 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二一、六一四人

二三五、〇八六人

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和3年10月十九日

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和3年10月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑井義徳

選挙分会長	選挙分会長職務代理者
氏名	住所
畠井義徳	東津軽郡平内町大字小湊字小湊四〇の五
藤田孝男	南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松五八の一

選挙区	選挙長	選挙長職務代理者
氏名	住所	氏名
第一区 畠井義徳	吉島正信	八戸市西白山台四丁目二の八
第二区 畠井義徳	久保朝生	八戸市大字櫛引字志賀良木八の五
第三区 藤田孝男	栗嶋博美	弘前市大字取上五丁目六の一

ので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和3年10月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畠井義徳

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十一条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和三年十月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑井義徳

審査分会長		審査分会長職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
藤澤早苗	六三〇の三 十和田市大字相坂字白上	吉島正信	八戸市湊高台四丁目二の八

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

令和三年十月十九日

くじを行う場所

青森県選挙管理委員会委員長 畑井義徳

青森県選挙管理委員会事務局	午後五時三十分
青森県選挙管理委員会事務局	午後五時十九日

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十条第一号の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和三年十月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑井義徳

くじを行う場所	くじを行う日時
青森県選挙管理委員会事務局	午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十二年法律第百号）第一百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十条第二号の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和三年十月十九日

くじを行う場所

青森県選挙管理委員会委員長 畑井義徳

くじを行う場所	くじを行う日時
青森県選挙管理委員会事務局	午後七時

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十五条第三項の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等

の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十四条の規定により告示する。

令和三年十月十九日

くじを行う場所	くじを行う日時
青森県選挙管理委員会委員長 青森県選挙管理委員会事務局	令和三年十月十九日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和三年十月十九日

選挙区名	場所	日時
第一区	青森県選挙管理委員会委員長	畠 井 義 德
第二区	青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員室	令和三年十一月二日 午前十時
第三区	青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員室	令和三年十一月二日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により

次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和三年十月十九日

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

令和三年十月十九日

青森県選挙管理委員会委員長	畠 井 義 德
青森県選挙管理委員室	一 場 所 青森市長島一丁目の一

一 場 所 青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員室
二 日 時 令和三年十一月二日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することとので
きる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

令和三年十月十九日

青森県選挙管理委員会委員長	畠 井 義 德
青森県選挙管理委員室	第一区制限額 二四、二三九、八〇〇円 第二区制限額 二四、九四九、〇〇〇円 第三区制限額 二四、三二一、七〇〇円

第一区制限額 二四、二三九、八〇〇円
第二区制限額 二四、九四九、〇〇〇円
第三区制限額 二四、三二一、七〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

二 日 時 青森県選挙管理委員会事務局
令和3年10月28日 午後5時十分

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和3年10月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

場 所 青森県選挙管理委員会事務局
所在地 青森市長島一丁目一の一

ただし、令和3年10月十九日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

選挙区名	場 所	所 在 地
第一区	青森県庁議会棟六階県議会第四委員会室	青森市長島一丁目一の一
第二区	八戸市庁本館三階議会第三委員会室	八戸市内丸一丁目一の一
第三区	弘前市役所前川本館三階会議室	弘前市大字上白銀町一の一

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和3年10月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

一 場 所 青森市長島一丁目一の一
二 日 時 令和3年10月28日 午後5時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和3年10月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長 藤 田 孝 男

令和3年10月21日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和3年10月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 畑 井 義 徳

一 場 所 青森市長島一丁目一の一

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定

めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和三年十月十九日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 畑 義 徳

一 場 所 青森市長島一丁目一の一

二 日 時 令和三年十月二十八日 午後五時二十分
青森県選挙管理委員会事務局

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
東奥印刷株式会社七七号

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円